

別表 1

「指定居宅サービス」重要事項説明書 ～短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護～

(ii) サービス利用料金（１日あたり）（契約書第 10 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護

サービス利用料金表①

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの目安 1 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室 個室	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室 個室	5,784 円	6,446 円	7,146 円	7,818 円	8,480 円
3. サービス利用に係る自己負担（1-2）	多床室 個室	643 円	717 円	795 円	869 円	943 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 （個室 1, 171 円）（多床室 855 円）					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 （朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円）					
6. 自己負担額合計（3+4+5）	多床室	2,943 円	3,017 円	3,095 円	3,169 円	3,243 円
	個室	3,259 円	3,333 円	3,411 円	3,485 円	3,559 円

サービス利用料金表②

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの目安 2 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多 床 室 個室	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多 床 室 個室	5,141 円	5,730 円	6,352 円	6,949 円	7,538 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多 床 室 個室	1,286 円	1,433 円	1,589 円	1,738 円	1,885 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 (個室 1,171 円) (多床室 855 円)					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1,445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)					
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,586 円	3,733 円	3,889 円	4,038 円	4,185 円
	個室	3,902 円	4,049 円	4,205 円	4,354 円	4,501 円

サービス利用料金表③

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの目安 3 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多 床 室 個室	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多 床 室 個室	4,498 円	5,014 円	5,558 円	6,080 円	6,596 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多 床 室 個室	1,929 円	2,149 円	2,383 円	2,607 円	2,827 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 (個室 1,171 円) (多床室 855 円)					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1,445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)					
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	4,229 円	4,449 円	4,683 円	4,907 円	5,127 円
	個室	4,545 円	4,765 円	4,999 円	5,223 円	5,443 円

※R6. 8 月から居住費に変動がございます。
 多床室 855 円→915 円
 個室 1, 171 円→1, 231 円
 一律で「60 円」の変動がございます。

サービス利用料金表④

※令和 6 年 8 月 1 日からの目安 1 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室 個室	6, 427 円	7, 163 円	7, 941 円	8, 687 円	9, 423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室 個室	5, 784 円	6, 446 円	7, 146 円	7, 818 円	8, 480 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室 個室	643 円	717 円	795 円	869 円	943 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 (個室 1, 231 円) (多床室 915 円)					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)					
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3, 003 円	3, 077 円	3, 155 円	3, 229 円	3, 303 円
	個室	3, 319 円	3, 393 円	3, 471 円	3, 545 円	3, 619 円

サービス利用料金表⑤

※令和 6 年 8 月 1 日からの目安 2 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室 個室	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室 個室	5,141 円	5,730 円	6,352 円	6,949 円	7,538 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室 個室	1,286 円	1,433 円	1,589 円	1,738 円	1,885 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 (個室 1,231 円) (多床室 915 円)					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1,445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)					
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,646 円	3,793 円	3,949 円	4,098 円	4,245 円
	個室	3,962 円	4,109 円	4,265 円	4,414 円	4,561 円

サービス利用料金表⑥

※令和 6 年 8 月 1 日からの目安 3 割負担

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室 個室	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室 個室	4,498 円	5,014 円	5,558 円	6,080 円	6,596 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室 個室	1,929 円	2,149 円	2,383 円	2,607 円	2,827 円
4. 居室に係る自己負担額	居住費 日額 (個室 1,231 円) (多床室 915 円)					
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1,445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)					
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	4,289 円	4,509 円	4,743 円	4,967 円	5,187 円
	個室	4,605 円	4,825 円	5,059 円	5,283 円	5,503 円

※サービス利用料金は、所定の単位に 10.66 円を乗じて得た金額です。

※低所得の方については、保険者の発行する費用**負担限度額認定証**に記載されている額とします。

※「6. 自己負担額合計」に記載している金額は、朝食・昼食・夕食を提供した際の合計金額です。

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。その際、変更同意書を取り交わす事で再契約したとみなす事ができるものとします。
- ・ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑦

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの目安 1 割負担

	種類	要支援 1	要支援 2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	4,326 円	5,382 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	481 円	598 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室 1, 171 円) (多床室 855 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	2,781 円	2,898 円
	個室	3,097 円	3,214 円

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑧

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの目安 2 割負担

	種類	要支援 1	要支援 2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	3,845 円	4,784 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	962 円	1,196 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室 1, 171 円) (多床室 855 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,262 円	3,496 円
	個室	3,578 円	3,812 円

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑨

※令和6年4月1日から令和6年7月31日までの目安 3割負担

	種類	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	3,364 円	4,186 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	1,443 円	1,794 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室1, 171 円) (多床室855 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額1, 445 円 (朝食370 円、昼食545 円、夕食530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,743 円	4,094 円
	個室	4,059 円	4,410 円

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑨

※令和6年8月1日からの目安 1割負担

	種類	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	4,326 円	5,382 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	481 円	598 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室1, 231 円) (多床室915 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額1, 445 円 (朝食370 円、昼食545 円、夕食530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	2,841 円	2,958 円
	個室	3,157 円	3,274 円

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑤

※令和 6 年 8 月 1 日からの目安 2 割負担

	種類	要支援 1	要支援 2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	3,845 円	4,784 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	962 円	1,196 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室 1, 231 円) (多床室 915 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,322 円	3,556 円
	個室	3,638 円	3,872 円

○介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金表⑥

※令和 6 年 8 月 1 日からの目安 3 割負担

	種類	要支援 1	要支援 2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室個室	4,807 円	5,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室個室	3,364 円	4,186 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	多床室個室	1,443 円	1,794 円
4. 居室に係る自己負担額	滞在費 日額 (個室 1, 231 円) (多床室 915 円)		
5. 食事に係る自己負担額	食費 日額 1, 445 円 (朝食 370 円、昼食 545 円、夕食 530 円)		
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	多床室	3,803 円	4,154 円
	個室	4,119 円	4,470 円

※低所得の方については、保険者の発行する費用負担限度額認定証に記載されている額とします。

※「6. 自己負担額合計」に記載している金額は、朝食・昼食・夕食を提供した際の合計金額です。

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。その際、変更同意書を取り交わす事で再契約したとみなす事ができるものとします。
- ・ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

○加算一覧（下記の内容に当てはまる場合に加算されます）

※○印は介護予防短期でも算定するもの

種類	内容
①看護体制加算Ⅰ	看護師を１名配置した場合。
看護体制加算Ⅱ	最低基準より１名以上多く看護職員を配置、24時間の連絡体制の確保等の場合。
②夜間職員配置加算	夜勤を行う職員数が最低基準を１人以上上回っている場合
夜間職員配置加算Ⅲ	上記要件プラス喀痰吸引ができる介護職員を配置した場合。
③生活機能向上連携加算Ⅰ	外部の介護予防通所リハ事業所等の医療提供施設の理学療法士等医師からの助言を受けることができる体制を構築し、上限を受けた上で個別機能訓練計画書を作成。サービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行っている場合。
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合。
④個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員を１名以上配置し入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行っている場合に加算される。
⑤機能訓練指導員配置加算	専従の機能訓練指導員を配置している場合
⑥若年性認知症利用者受入加算	初老期における認知症のある利用者を受け入れた場合
⑦療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供した場合。
⑧送迎加算（片道）	送迎を行った場合。
⑨緊急短期入所受入加算	緊急を受け入れた場合。上限７日間。 （やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度）

⑩看取り連携体制加算	看護体制加算ⅡまたはⅣを算定 看護師体制加算ⅠまたはⅢを算定しており ショートステイの看護職員か病院、診療所、訪問ステーション、本体施設の看護職員との連携により 24 時間連絡できる体制を確保できている場合。 看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に利用者・家族らに対応方針を説明し、同意を得ている場合。
⑪認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち、認知症対象者の占める割合が二分の一以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者等がいる場合。
認知症専門ケア加算Ⅱ	上記Ⅰの基準を満たし、指導に係る専門的な研修を修了した者を一名以上配置、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。 又、介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合。
⑫認知症行動・心理症状緊急対応加算	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現し、在宅生活が困難となった場合。上限 7 日間。
⑬生産性向上推進体制加算	ア. (Ⅰ) Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。 イ. (Ⅱ) 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入しており、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、1 年以内毎に 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータをオンラインで提出している場合。
⑭サービス提供体制強化加算	ア. (Ⅰ) 介護職員総数の内 80 % 以上が介護福祉士の資格を取得しているまたは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35 % 以上配置している場合。 イ. (Ⅱ) 介護職員総数の内 60 % 以上が介護福祉士の資格を取得している場合。 ウ. (Ⅲ) 介護職員総数の内 50 % 以上が介護福祉士の資格を取得している。または介護・看護職員の総数の内 75 % 以上が常勤である。または、サービスを直接提供する職員の総数の内、勤続年数が 7 年以上である職員が 30 % 以上である場合。 ※サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可
⑮口腔連携強化加算	事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を状況提供した場合。1 月に 1 回に限る。

⑯医療連携強化加算	看護体制加算（Ⅱ）を算定していること 利用者の急変の予測、早期発見のために、1日3回以上の看護職員による巡視が行われていること 主治医との連絡が取れない場合に備えて、協力医療機関を定め、緊急時の対応に係る取り決めを行うこと 急変時の医療対応について利用者の合意を得ていること 以下に該当する状態の利用者であること 喀痰吸引を実施している 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している 中心静脈注射を実施している 人工肝臓を実施している 重篤な心機能障害、呼吸障害などにより、常時モニター測定を実施している 人工膀胱、人工肛門の処置を実施している 経鼻胃管や胃瘻などの経腸栄養が行われている 褥瘡に対する治療を実施している 気管切開が行われている
⑰介護職員処遇改善加算 (R6.5.31まで)	介護職員に対し、給与・待遇面の向上やキャリアアップ制度策定を行った場合。
⑱介護職員等特定処遇改善加算 (R6.5.31まで)	介護職員の確保・定着につなげていくため、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行った場合。
⑲介護職員等ベースアップ等 支援加算(R6.5.31まで)	①処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所。②介護職員等の処遇改善に資する費用として算定
⑳介護職員等処遇改善加算 (R6.6.1～)	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的

1日当たりの利用料金[単位×10.66円(級地区分)]

	加算名		単位数	利用料金	自己負担額		
				(×10.66円)	1割	2割	3割
①	○看護体制加算(Ⅰ)		4 単位 /日	42 円	4 円	9 円	13 円
	○看護体制加算(Ⅱ)		8 単位 /日	85 円	9 円	17 円	26 円
②	○夜勤職員配置加算(Ⅲ)		15 単位 /日	160 円	16 円	32 円	48 円
③	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算を算定していない場合	200 単位 /月	2,132 円	214 円	427 円	640 円
		個別機能訓練加算を算定している場合	100 単位 /月	1,066 円	107 円	214 円	320 円
④	個別機能訓練加算		56 単位 /日	596 円	59 円	120 円	179 円
⑤	○機能訓練指導加算		12 単位 /日	127 円	12 円	26 円	39 円
⑥	若年性認知症入所者受入加算		120 単位 /日	1,279 円	128 円	256 円	384 円
⑦	療養食加算		6 単位 /回	63 円	6 円	13 円	19 円
⑧	送迎加算		184 単位 /回	1,961 円	196 円	393 円	589 円
⑨	緊急短期入所受入加算		90 単位 /日	959 円	96 円	192 円	288 円
⑩	看取り連携体制加算		64 単位 /日	682 円	68 円	137 円	205 円
⑪	認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3 単位 /日	31 円	3 円	7 円	10 円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4 単位 /日	42 円	4 円	9 円	13 円
⑫	認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位 /日	2,132 円	214 円	427 円	640 円
⑬	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100 単位 /月	1,066 円	107 円	214 円	320 円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 単位 /月	106 円	11 円	22 円	32 円
⑭	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 単位 /日	234 円	23 円	47 円	71 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位 /日	191 円	19 円	39 円	58 円
	○サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位 /日	63 円	6 円	13 円	19 円
⑮	口腔連携強化加算		50 単位 /回	533 円	54 円	107 円	160 円
⑯	医療連携強化加算		58 単位 /日	618 円	61 円	123 円	185 円
⑰	○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	R6.5.31まで	8.30%				
⑱	○介護職員等特定処遇改善加算	R6.5.31まで	2.70%				
⑲	○介護職員等ベースアップ等支援加算	R6.5.31まで	1.60%				
⑳	○介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	14.00%				
		(Ⅱ)	13.60%				
		(Ⅲ)	11.30%				
		(Ⅳ)	9.00%				
	R6.6.1～						
	身体拘束廃止未実施減算		1%/日減算				
	業務継続計画未実施減算		1%/日減算				
	高齢者虐待防止措置未実施減算		1%/日減算				

・加算名の左記に○をしている加算に関しては原則全利用者対象となります。

同意書

介護保険からの給付額に変更により事業者から「別表 1」の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 大慈厚生事業会
 大慈弥勒園ショートステイ
 施設長 奥山 弘樹

説明者職名

私達は、事業者から重要事項説明書別表（サービス利用料金）の説明を受け、内容において同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

契約者兼利用者

住所

氏名

身元引受人（連帯保証人）

住所 ☐ 同上

氏名

（契約者との続柄 ）

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、重要事項説明書別表（サービス利用料金）の説明を受け、内容に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 ☐ 同上

氏名 ☐ 同上

（契約者との関係 ）